

## 新潟市介護サービス事業者等の特例に係る別段の申出に関する事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）に基づき、介護サービス事業者等の特例に係る別段の申出の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業者)

第2条 健康保険法第63条第3項第1号の規定による保険医療機関及び保険薬局の指定を受けた医療機関、法第70条第1項の指定を受けた指定居宅サービス事業者、法第78条の2第1項の指定を受けた指定地域密着型サービス事業者、法第94条第1項の開設許可を受けた介護老人保健施設、法第107条第1項の開設許可を受けた介護医療院、法第115条の2第1項の指定を受けた指定介護予防サービス事業者及び旧法第48条第1項第3号の指定を受けた介護療養型医療施設（以下「対象事業者」という。）とする。

### (指定を不要とする旨の申出)

第3条 法第71条第1項ただし書及び法第72条第1項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）、法第72条の2第1項ただし書、法第78条の2の2第1項ただし書、法第115条の2の2第1項ただし書及び旧法第72条第1項ただし書の規定による別段の申出は、対象事業者から郵送、持参又は電子メールにて提出される、指定を不要とする旨の申出書（第1号及び第2号様式）により行うものとする。

### (介護サービス指定の効力)

第4条 指定を不要とする旨の申出書を受理した場合、対象事業者の介護サービス指定の効力を喪失させるものとする。ただし、特段の理由が認められる場合はこの限りではない。

### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

提出担当者	連絡先	TEL
	氏名	FAX

指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

届出者 郵便番号  
 住所  
 氏名  
 (法人にあっては名称  
 及び代表者の職・氏名)  
 電話番号

下記のとおり 指定を不要とする旨 を申し出ます。

記

施設等の名称		
開設の場所		
開設者 (事業者)	氏名又は名称	
	住所	
管理者	氏名	
	住所	
申し出に係る居宅サービスの種類 (申出を行うサービスの種類の番号を○で囲む)		1 訪問看護 2 介護予防訪問看護 3 訪問リハビリテーション 4 介護予防訪問リハビリテーション 5 居宅療養管理指導 6 介護予防居宅療養管理指導 7 通所リハビリテーション 8 介護予防通所リハビリテーション 9 短期入所療養介護 10 介護予防短期入所療養介護

提出担当者	連絡先	TEL
	氏名	FAX

指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

届出者 郵便番号  
 住所  
 氏名  
 (法人にあっては名称  
 及び代表者の職・氏名)  
 電話番号

下記のとおり 指定を不要とする旨 を申し出ます。

記

事業所	名称	
	住所	
事業者	名称	
	住所	
管理者	氏名	
	住所	
申し出に係る共生型サービスの種類 (申出を行うサービスの種類の番号を○で囲む)		1 共生型訪問介護 2 共生型通所介護 3 共生型短期入所生活介護 4 介護予防共生型短期入所生活介護 5 共生型地域密着型通所介護